

# CAN DO

## “可能性への挑戦”

第62号

金田会計事務所通信



### 【 成長欲求 】

「そんなつもりはなかった。」、「知らなかった。」、「言われたとおりにしただけ。」、「みんなやっているよ。」

何だかよく聞いたことのあるフレーズですが、政治家や有名人の言い訳の言葉ではなく私たちが受ける税務相談でちょくちょく出てくる発言です。加えて直接関係のない苦労話や諸事情を織り交ぜながらお話しをされますので、こちらも忍耐強く聞きながらも軌道修正させていただきます。私たちとしては情状酌量で判断をできる無責任な立場ではなくシビアな税務法律に従ったお答えをするしかありません。

また、一方で現状を変える可能性のある情報を知らずに、こんなものであろうとあきらめてしまうケースもあるでしょう。つまり「知らない」ということは大きな損失になります。常に知るための努力をし続けるのには大きな意義があるのです。横並びの安心感などは今の時代、幻想なのです。

世の中には不確実なことばかりがあふれかえっています。その中で適切な判断をすることは難しいことではありますが、判断をすることをやめてしまうのは現状維持であり、後退でしかありません。新型コロナウイルスに関連した情報でさえ錯綜しているため結局は自分流の情性に流された行動になってはいないでしょうか。

日々情報収集と発信に努めている私たちではありますが、正直、税法でさえ細部まで行き届くことができません。しかし、不明なものは特別に調べることができる位置にあるため、お客様からの質問、疑問をいただくことによりさらに有益な情報を提供することが可能となります。

単なる知り合いの話やうわさ、ネットの不確実な情報に惑わされることなく、もっと正確で有用な情報を知りたいという成長欲求を高めて行くことこそ、この難しい時代を切り開くカギになります。私たちもこれからさらに皆様に頼られ、寄り添うことのできる仕事をすることを第一の目標としてまいります。

金田 康良

2021年 2月



# 令和3年度税制改正大綱の内容とは

令和3年度税制改正大綱が発表され、国会審議に入っています。デジタルトランスフォーメーション(DX)や温室効果ガス排出ゼロを目指した内容が含まれていますが、私たちにも直接かかわるものもあり要注意です。その要点を以下で確認していきます。

## 【中小企業の所得拡大税制の見直し・延長】(減税)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(2年延長)に青色申告書を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与を支給する場合、下記①の要件を満たせば給与等支給額の**15%**(②、③の要件を満たせば**25%**)の**税額控除**が認められます。単純に前期より給与が増加した場合に適用されるものに簡素化されました。(法人税額の20%を限度)

①  $A = \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}}$

$A \geq 1.5\%$

※継続雇用者給与との比較は廃止

②  $A \geq 2.5\%$

③ 次のいずれかの要件を満たす

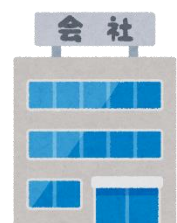
- ・教育訓練費の額が前期の教育研究費の**10%以上増加**
  - ・中小企業等経営強化法の**経営力向上計画の認定**を受け計画に従って**経営力向上が確実に**行われた場合
- (注)大企業版の場合は**新規雇用者給与等の増加額が2%以上**場合に**15%の税額控除**を適用



## 【中小企業の経営資源の集約化(M&A促進)する税制の創設】(減税・繰延)

中小企業がM&Aにより株式を取得した場合、将来の株式の下落に備えて**投資損失準備金**を積み立てた場合は取得価額の**70%**を上限にしてその事業年度に損金算入することができる。ただし、**5年間の据え置き**ののち、**毎期積み立てた投資損失積立金を5年間で均等に取り崩す**(課税の繰延べ)。

☆要件: **法施行の日から令和6年3月31日**までの間にM&Aに関する経営力向上計画の認定を受けること(投資上限10億円)



## 【電子帳簿等保存制度の見直し】

従来からある電子帳簿等保存制度を促進するため、以下 3 つの保存制度を緩和する。

- ① 国税関係帳簿書類の電磁的記録等保存制度  
(会計ソフト等の一貫してコンピューターで作成した電磁的記録)
- ② 国税関係帳簿書類の**スキャナー保存制度**  
(紙書類の電磁的記録)
- ③ **電子取引情報**に係る電磁的記録の保存制度  
(インターネット等を通じて行った取引の電磁的記録)



☆①、②については税務署長の**事前承認は不要**となる

☆①は**保存要件が緩和**

☆タイムスタンプ付与期間を②は現行 3 日以内、③は遅滞なくからおのおの **2 か月以内**に延長などで今後さらに緩和される見込みです。

(**令和 4 年 1 月 1 日以降**にから適用。)

## 【短期退職所得の適正化】(増税)

その年中の退職手当等のうち、勤続年数が 5 年以下である者の受ける退職金手当等で退職給与控除額後の金額が 300 万円を超える部分については **1/2 課税しない**。

☆**令和 4 年以後**において適用する。

## 【教育資金及び結婚・子育ての一括贈与非課税制度の見直し】(増税)

贈与者の死亡時にその目的に使用されなかった管理残金は以下の場合を除き、現行は相続税の対象外であったものが**相続税の対象財産**となる。

また祖父母からの贈与である場合は**相続税の 2 割加算の対象**とする。

(**令和 3 年 4 月 1 日以後の贈与**において適用)

☆教育資金一括贈与非課税制度

- ・受贈者が 23 歳未満である場合
- ・学校に在学している場合
- ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

なお、結婚・子育ての一括贈与非課税制度については**令和 4 年 4 月 1 日以後**に受贈者の対象年齢を 20 歳以上から **18 歳以上**に引き下げる



## 【デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設】(減税)

**産業力強化法の事業適用計画の認定**を受けた青色申告法人で法施行日から令和5年3月31日までの間に同計画の事業の用に供するための**ソフトウェアの新設・増設**またはその**利用に係る費用(繰延資産に限る)**を支出した場合、**3%税額控除**(グループ外事業者とのデータ連携の場合は**5%**)または**30%の特別償却**のいずれかを選択適用できる(所得税も同様)。

☆クラウドによるデータ連携を促進するための税制措置です。

## 【その他の関連税制】

- ☆中小企業者等の法人税の軽減税率の特例を2年間延長
- ☆中小企業投資促進税制の2年延長・指定事業者の見直し
- ☆中小企業経営強化税制の2年延長
- ☆カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設  
等々

(文責:金田 康良)

コロナ後の日本の経済成長のための産業競争力を高めるためこれからも様々な施策が行われていくことでしょう。改正内容については簡単に触れているため不明点はお気軽に問い合せてください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階  
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329  
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/